

北海道バレーボール協会専門委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道バレーボール協会規約第46条第2項の規定に基づき、専門委員会の機構ならびに分担所管事項に関することを定めることを目的とする。

(専門委員会)

第2条 専門委員会は次のとおりとし、本会の事業執行上必要があるときは、理事会の承認を得たうえで特別委員会を置くことができるものとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導普及委員会
- (5) 強化委員会

2 各専門委員会は、必要がある場合には理事会の承認を得て部を設けることができる。

(専門委員会の所管事項)

第3条 各専門委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ① 庶務一般事項の処理執行
- ② 経理事務の処理執行
- ③ 地区協会の情報収集
- ④ 協会史の資料収集
- ⑤ 広報紙の発行
- ⑥ 登録内規に基づく事務の処理執行
- ⑦ 表彰に関すること
- ⑧ その他、事務処理内規に基づく事務の処理執行

(2) 競技委員会

- ① 本会の主催又は主管する競技会の企画
- ② 大会開催要綱の立
- ③ 競技会日程及び、開催地の企画
- ④ 競技会の大会要項の立案
- ⑤ 競技会の成績記録の収集・保管
- ⑥ 競技会運営研修会の開催

(3) 審判委員会

- ① 審判技術の向上と審判員の資質向上を図るための講習会の開催と役員派遣
- ② 競技会派遣審判員の推薦決定
- ③ 審判員育成のための研修会・講習会の開催
- ④ 本会公認審判員及び日本バレーボール協会公認審判員推薦者の適格審査

(4) 指導普及委員会

- ① ジュニア普及のための講習会の開催
- ② 指導者養成のための講習会の開催
- ③ 素質、能力のあるジュニア選手を発掘するための情報収集、勧誘活動
- ④ 本会公認コーチ及び日本体育協会公認指導員推薦者の適格審査

(5) 強化委員会

- ① 長期展望にたった強化施策の立案
- ② 優秀選手及び、チームの技術向上をはかるための講習会の開催
- ③ ジュニア強化をはかるための事業の企画と実施
- ④ コーチ、トレーナー養成のための研修会の開催
- ⑤ コーチ、トレーナーの派遣

(専門委員会の業務)

第4条 各専門委員会は、前条に定める所管事項を専門的に調査研究し、理事会の承認を得て処理執行するとともに、他の委員会に関係ある事項については、相互に連絡を緊密にし処理執行しなければならない。

(役員を選出、職務)

第5条 委員長は会長が指名し、副委員長及び委員は常任理事会で選出し会長が委嘱する。

- 2 委員会の構成人員は、常任理事会で定める。
- 3 委員長は、委員会を統轄し、所管業務を処理執行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(専門委員会の事務局)

第6条 委員会の事務局は、委員長の自宅または勤務先とする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2か年とする。ただし、再任は妨げない。また、特別委員会の委員の任期は特別委員会設置期間中とする。

(招集及び報告)

第8条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の決議事項は、常任理事会の承認をうけ、理事会に報告しなければならない。
- 3 常任理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。
- 4 委員長は、常任理事会又は理事会で所管事項について、その処理執行の状況を報告しなければならない。

(運営経費)

第9条 委員会の運営経費は、本会の一般会計に計上されるものとする。

- 2 委員長は、会計年度末には収支決算を明らかにし証拠書類を添付し、総務委員長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

改正経過

平成 23 年 3 月 19 日一部改正（資格審査委員会の廃止）

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 26 日から施行する。